

平成 26 年 8 月 11 日

八千代市長 秋葉 就一 様

八千代市次世代育成支援行動計画推進協議会
委 員 長 森 田 明 美

八千代市次世代育成支援後期行動計画の評価・検証の取組みと今後の課題

1. 次世代育成支援行動計画推進協議会の取組みについて

「子どもの元気がみえるまち」という基本理念に基づき、八千代市次世代育成支援行動計画推進協議会では、毎年度、八千代市次世代育成支援後期行動計画の事業の進捗状況に対する評価、審議を行い、その結果を市の施策に反映するよう要望を提出し、次世代育成支援を推進してまいりました。

しかしながら、今般、家庭や家族のあり方の変化や、子どもを巻き込む犯罪やいじめ、虐待といった社会問題の有り様から、子どもを取り巻く環境が子どもにとってより厳しいものになっていることを感じています。また、子どもたちの生活圏と行政・教育が一体的な施策としてなされる必要性、限られた財源の中で、各事業における人やサービスの量の充足について、課題が残されていると考えています。

基本理念の「子どもの元気がみえるまち」には、八千代市内のすべての子どもに、子どものいのち、成長、参加といった子どもの権利が保障され、子どもの最善の利益が尊重されるまちづくりを推進するという、私たち次世代育成支援行動計画推進協議会委員の思いが込められています。子どもにやさしいまちづくりを推進するためには、市長部局や教育委員会等が連携して、子どもの視点から施策を考え、地域と一体的に子どもの支援をしていくこと、子どもを取り巻く問題を次の世代に連鎖させないことが求められると考えています。

また、平成 27 年 4 月に開始を予定している子ども・子育て支援新制度に向けて、昨年 9 月に、子ども・子育て支援法第 77 条に基づく「八千代市子ども・子育て会議」を設置しており、同会議の所掌事務については、同法第 77 条第 1 項第 4 号及び八千代市子ども・子育て会議条例第 2 条の規定に基づき、「当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。」と定めています。よって、私たち八千代市次世代育成支援行動計画推進協議会は、同計画期間中に残された課題を、次世代育成支援行動計画の最終年度の評価・検証の結果として報告いたします。そして、次世代育成支援行動計画の基本理念、基本的視点及び基本目標等施策の体系、重点施策以下、計画に掲げられている事項について、新たに策定する計画へ引き継ぎ、「子どもの元気がみえるまち」の実現に向け、子どもが主役の、子どものための支援と環境づくりを展開いただきたいと思います。

2. 今後の課題

子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって、以下の点について、課題としてご検討いただきたい。

(1) 基本的視点について

- ・「第一に、子ども自身が愛され、大切にされていると感じられる視点」において、子どもが愛され、大切にされていると感じて育つことの前提として、子どものいのちがあらゆる危険から守られ、育ち、参加することができるよう子どもの権利を保障すること。
- ・「第二に、子どもの意見表明・参加の保障の視点」について、子どもたちの主体的な参加の機会を保障することとあわせて、常日頃から、子ども自身が問題意識をもって考え、自分の意見を外にむけて発信する力を身に付けていくことが子どもの権利の実践につながる。
- ・「第五に、親と子の生活圏単位でまちづくりを見直す視点」において、子どもや子育て家庭が日常的に利用するサービスや圏域を利用者の視点から見直し、自然豊かで、子どもが生活しやすく、親が子どもを産み育てやすいまちを目指すこと。

(2) 重点施策について

- ・「(1) 市民の参画と多機関連携による子育て支援ネットワークの充実」において、子育て支援者である市民や多くの関係機関との連携を図り、大学と協働して、地域の特性に合わせた安心して子育てしやすいまちづくりを推進するために、子育て支援ネットワークのさらなる充実を図ること。
- ・「(2) 支援を必要としている家庭への計画的支援のためのショートステイ・トワイライトステイ事業の検討」において、子どもを、出産や疾病、就労、冠婚葬祭等のため、一時的に養育することができない、または、家族の精神的・身体的な負担の軽減を図るため、さらにひとり親支援として、宿泊を伴う一時預かりを行うショートステイ事業に取り組むこと。
- ・「(4) 子どもの権利に関する条例と救済制度の検討」において、大人への子どもの人権教育を充実させるなど、生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利という子どもの権利を保障すること。
- ・「(5) 遊びの場を含めた子どもの居場所の拡充」に関し、子どもの視点から考えられた居場所の拡充をはかり、児童館の設置に取り組むこと。また、子育ての支援者である市民と協働し、子どもが安心してすごせる子どもの居場所づくりの充実を図ること。
- ・「(6) 乳幼児期からの保育・教育の充実」において、市長部局や教育委員会等が連携して、幼児期における教育・保育施設と小学校の円滑な接続が図れるようにすること。
- ・「(7) ひとり親の自立支援」について、相談対応や学習支援など、親と子どもの双方に対する支援を充実させること。

「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」の比較イメージ

| | 次世代育成支援行動計画 | 子ども・子育て支援事業計画 |
|----------------|---|--|
| 根拠法 | 次世代育成支援対策推進法 (平成 15 年 7 月、時限立法) | 子ども・子育て支援法 (平成 24 年 8 月) |
| 対象 | 地方自治体・一般企業 | 地方自治体 |
| 計画期間 | 平成 17 年度～21 年度 (前期) 平成 22 年度～26 年度 (後期) | 平成 27 年度～31 年度 (以降 5 年毎) |
| 記載項目 (対応関係) | <p><国が示す必須記載事項></p> <p>①地域における子育ての支援</p> <p>②要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進</p> <p>③職業生活と家庭生活との両立の推進等</p> <p>④母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進</p> <p>⑤子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</p> <p>⑥子育てを支援する生活環境の整備</p> <p>⑦子ども等の安全の確保</p> | <p><国が示す必須記載事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ●教育・保育提供区域の設定 ・幼児期の学校教育・保育の量の見込み、確保の内容、実施時期 ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保の内容、実施時期 ●幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 <p><国が示す任意記載事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ●産休・育休後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 ・子どもに関する専門的知識・技術を要する支援における都道府県の施策との連携 ・ワークライフ・バランスの推進のための関連施策 <p><市任意記載事項></p> <p>これまで記載されていた事項は、今後も本市の子育て支援施策として重要であるため、基本的には継続して記載したい。</p> |

八千代市子ども・子育て支援事業計画 体系骨子（案）

【旧】八千代市次世代育成支援後期行動計画体系

基本理念
子どもの元気がみえるまち

